別表六（三十二）　事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）	可

措法第42条の12の７第４項から第６項までの該当項			1	第　項	第　項	第　項	第　項	第　項
事業種目			2					
情報技術事業適応設備及び生産工程効率化等設備等の明細	資産区分	種類	3					
		構造、用途、設備の種類又は区分	4					
		細目	5					
		取得年月日	6	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
		事業の用に供した年月日	7	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
		法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
		差引改定取得価額 (8)－(9)	10					
事業適応繰延資産の明細		支出年月日	11	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
		支出した金額	12	円	円	円	円	円

法人税額の特別控除額の計算

調整前法人税額 （別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「25」）		13	円	事業適応繰延資産	当期税額控除可能額 ((23)と(24)のうち少ない金額)	25	円
情報技術事業適応設備	取得価額の合計額 ((10)のうち情報技術事業適応設備に係る額の合計額)	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の㉗」)	26	
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応の用に供するものに係る額	15			当期税額控除額 (25)－(26)	27	
	税額控除限度額 $((14)-(15))\times\frac{3}{100}+(15)\times\frac{5}{100}$	16		生産工程効率化等設備等	取得価額の合計額 ((10)のうち生産工程効率化等設備等に係る額の合計額)	28	
	当期税額基準額 $(13)\times\frac{20}{100}$	17			同上のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資するものに係る額	29	
	当期税額控除可能額 ((16)と(17)のうち少ない金額)	18			生産工程効率化等設備等税額控除限度額 $((28)-(29))\times\frac{5}{100}+(29)\times\frac{10}{100}$	30	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の㉖」)	19			当期税額基準額残額 $(13)\times\frac{20}{100}-(18)-(25)$	31	
	当期税額控除額 (18)－(19)	20			当期税額控除可能額 ((30)と(31)のうち少ない金額)	32	
事業適応繰延資産	支出した金額の合計額 ((12)の合計)	21			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の㉘」)	33	
	同上のうち産業競争力の強化に著しく資する情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用の額	22			当期税額控除額 (32)－(33)	34	
	繰延資産税額控除限度額 $((21)-(22))\times\frac{3}{100}+(22)\times\frac{5}{100}$	23		法人税額の特別控除額 (20)＋(27)＋(34)		35	
	当期税額基準額残額 $(13)\times\frac{20}{100}-(18)$	24					

機械設備等の概要

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）